

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月30日
【発行者（受託者）名称】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 池谷幹男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 法人マーケット統括部 信託運用グループ 課長 立花真吾
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用） 愛称：投資の一步
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	2兆円を上限とします。 ただし、一時期に想定を超えるお申込みがあった場合や信託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止をさせていただきますことがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月15日付で提出した有価証券届出書(同年3月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)の記載事項について、当信託の募集の取扱い等に関する指定代理店等の追加およびファンド信用格付の付与方針の変更に伴う訂正を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国信託受益権の募集(売出)要項

- 1 内国信託受益権の形態等
- 5 給付の内容、時期及び場所
(3) 受益者からの申し出による中途解約について
解約調整金
- 9 申込期間及び申込取扱場所
(2) 申込取扱場所
- 11 払込期日及び払込取扱場所
(2) 払込取扱場所
- 14 その他
(4) 申込日および信託契約日

第二部 信託財産情報

第1 信託財産の状況

- 1 概況
(4) 信託財産の管理体制等
信託財産の関係法人
(b)当信託受託者が指定する代理店等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益権の募集（売出）要項】

1【内国信託受益権の形態等】

（訂正前）

（前略）

《ファンド信用格付の定義》

符号	定義
AAAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
AAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

ファンド信用格付「Afc（シングルエーエフシー）」は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が「A（シングルエー）」の債券と同程度である。」を意味します。なお、債券等の長期個別債務格付の定義については、下記「参考：長期個別債務格付の定義」をご参照ください。

ファンド信用格付の定義は、予告なしに変更となる場合があります。

ファンド信用格付の評価対象は、R&Iの付与する他の信用格付（発行体格付、長期個別債務格付、短期格付、保険金支払能力）が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。また、その評価は他の信用格付が示す債務履行の確実性（信用力）と異なります。なお、ファンドの管理・運用体制の評価は主として信用評価以外の事項を勘案しており、信用格付業以外の関連業務として行っています。ファンドの管理・運用体制の評価結果は格付付与の可否判断のみに用いられ、ファンドの信用格付の符号の水準に影響しません。

R&Iはファンド信用格付によって、ファンドの運用資産の平均的な信用リスク以外のリスク（収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。ファンド信用格付は、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や配当の予定金額が明示されている場合にその予定配当金額が支払われる可能性を評価したものではありません。また、ファンドの中途解約により投資者の当初投資元本が毀損する可能性や元本支払いの一時停止が発生する可能性について評価したものではありません。

R&Iは、ファンド信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質の確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、ファンドの信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、ファンドの信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

《ファンド信用格付の定義》

符号	定義
AAAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
AAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

ファンド信用格付「Afc（シングルエーエフシー）」は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が「A（シングルエー）」の債券と同程度である。」を意味します。なお、債券等の長期個別債務格付の定義については、下記「参考：長期個別債務格付の定義」をご参照ください。

ファンド信用格付の定義は、予告なしに変更となる場合があります。

ファンド信用格付の評価対象は、R&Iの付与する他の信用格付（発行体格付、長期個別債務格付、短期格付、保険金支払能力）が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。また、その評価は他の信用格付が示す債務履行の確実性（信用力）と異なります。なお、ファンドの管理・運用体制の評価は主として信用評価以外の事項を勘案しており、信用格付業以外の関連業務として行っています。ファンドの管理・運用体制の評価結果は格付付与の可否判断のみに用いられ、ファンドの信用格付の符号の水準に影響しません。

R&Iはファンド信用格付によって、ファンドの運用資産の平均的な信用リスク以外のリスク（収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。ファンド信用格付は、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や配当の予定金額が明示されている場合にその予定配当金額が支払われる可能性を評価したものではありません。また、ファンドの中途解約により投資者の当初投資元本が毀損する可能性や元本支払いの一時停止が発生する可能性について評価したものではありません。

R&Iは、ファンド信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質の確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、ファンドの信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、ファンドの信用格付を取り下げることがあります。

（後略）

5【給付の内容、時期及び場所】

(3) 受益者からの申し出による中途解約について

解約調整金

（訂正前）

受益者からの申し出により当信託を中途解約する場合には、解約調整金が発生します。解約調整金は、受益者に実際にお支払いいただくものではなく、中途解約の際に、解約調整金の金額を差し引いた金額が配当金または元本償還金として受益者に支払われることとなります。解約調整金の計算式は以下のとおりです。

解約調整金 = 解約元本金額 × { (解約基準金利 (1) - 適用予定配当率) + 0.2% } ÷ 12 × 残存月数
(2)

(1) 解約基準金利は、市場金利を基準として当信託受託者が決定します。解約基準金利につきましては、当信託受託者の本店および国内各支店等ならびに当信託受託者が指定する代理店等 () にお問い合わせください。

() 本有価証券届出書の提出日現在の指定代理店等：該当事項はありません。

(2) 残存月数とは、解約日から信託期間満了日までの期間に対応する月数 (端日数がある場合には、切り上げて月数単位として計算します。) をいいます。

ただし、「解約基準金利 - 適用予定配当率」が 0 % を下回る場合の計算式は以下のとおりとなります。

(訂正後)

受益者からの申し出により当信託を中途解約する場合には、解約調整金が発生します。解約調整金は、受益者に実際にお支払いいただくものではなく、中途解約の際に、解約調整金の金額を差し引いた金額が配当金または元本償還金として受益者に支払われることとなります。解約調整金の計算式は以下のとおりです。

解約調整金 = 解約元本金額 × { (解約基準金利 (1) - 適用予定配当率) + 0.2% } ÷ 12 × 残存月数
(2)

(1) 解約基準金利は、市場金利を基準として当信託受託者が決定します。解約基準金利につきましては、当信託受託者の本店および国内各支店等にお問い合わせください。

(2) 残存月数とは、解約日から信託期間満了日までの期間に対応する月数 (端日数がある場合には、切り上げて月数単位として計算します。) をいいます。

ただし、「解約基準金利 - 適用予定配当率」が 0 % を下回る場合の計算式は以下のとおりとなります。

9【申込期間及び申込取扱場所】

(2) 申込取扱場所

(訂正前)

申込取扱場所は当信託受託者の本店および国内各支店等ならびに当信託受託者が指定する代理店等 () とします。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ> <https://www.tr.mufg.jp/>

() 本有価証券届出書の提出日現在の指定代理店等：該当事項はありません。

(訂正後)

申込取扱場所は当信託受託者の本店および国内各支店等ならびに当信託受託者が指定する代理店等 () とします。

() 本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在の指定代理店等：株式会社三菱UFJ銀行(本店所在地 〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号、登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号)

当信託の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との委託契約にもとづき、当信託の受託者の定める一定の基準を満たすお客さまにつき、募集の取扱いを行います。

11【払込期日及び払込取扱場所】

(2) 払込取扱場所

(訂正前)

払込取扱場所は当信託受託者の本店および国内各支店等ならびに当信託受託者が指定する代理店等 () とします。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ> <https://www.tr.mufg.jp/>

() 本有価証券届出書の提出日現在の指定代理店等：該当事項はありません。

(訂正後)

払込取扱場所は当信託受託者の本店および国内各支店等とします。

14【その他】

(4) 申込日および信託契約日

(訂正前)

当信託受託者が所定の手続に従い申し込みの受付を完了した日が「申込日」となり、申込日の5営業日後の日が「信託契約日」となります。なお、決算日の10営業日前から決算日の5営業日前までの期間にお申込みいただいた場合、決算日の4営業日前以降の日で、当信託受託者の指定する日が申込日となります。

(訂正後)

当信託受託者が所定の手続に従い申し込みの受付を完了した日が「申込日」となり、申込日の5営業日後の日が「信託契約日」となります。なお、決算日の10営業日前から決算日の5営業日前までの期間にお申込みいただいた場合、決算日の4営業日前以降の日で、当信託受託者の指定する日が申込日となります。当信託受託者が指定する代理店等で購入をお申込みされたお客さまについても、当信託受託者における手続を基準として申込日は決定されます。

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

(4)【信託財産の管理体制等】

【信託財産の関係法人】

(b) 当信託受託者が指定する代理店等()

(訂正前)

当信託の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との委託契約にもとづき、募集の取扱い、解約申込の受付等を行います。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ> <https://www.tr.mufg.jp/>

() 本有価証券届出書の提出日現在の指定代理店等：該当事項はありません。

(訂正後)

当信託の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との委託契約にもとづき、当信託の受託者の定める一定の基準を満たすお客さまにつき、募集の取扱いを行います。

() 本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在の指定代理店等：株式会社三菱UFJ銀行(本店所在地 〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号、登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号)